

地区計画ガイド

② 弄月地区

<地区計画の目標>

弄月地区は、本市の中心市街地より北東約3kmに位置する国道37号沿線であり、沿道サービス業務系の土地利用が図られています。

そこで、地区計画では、背後の住居系地区へ影響を及ぼす恐れのある建築物の規制を行い、背後と調和のとれた良好な市街地の形成をめざしています。

<土地利用の方針>

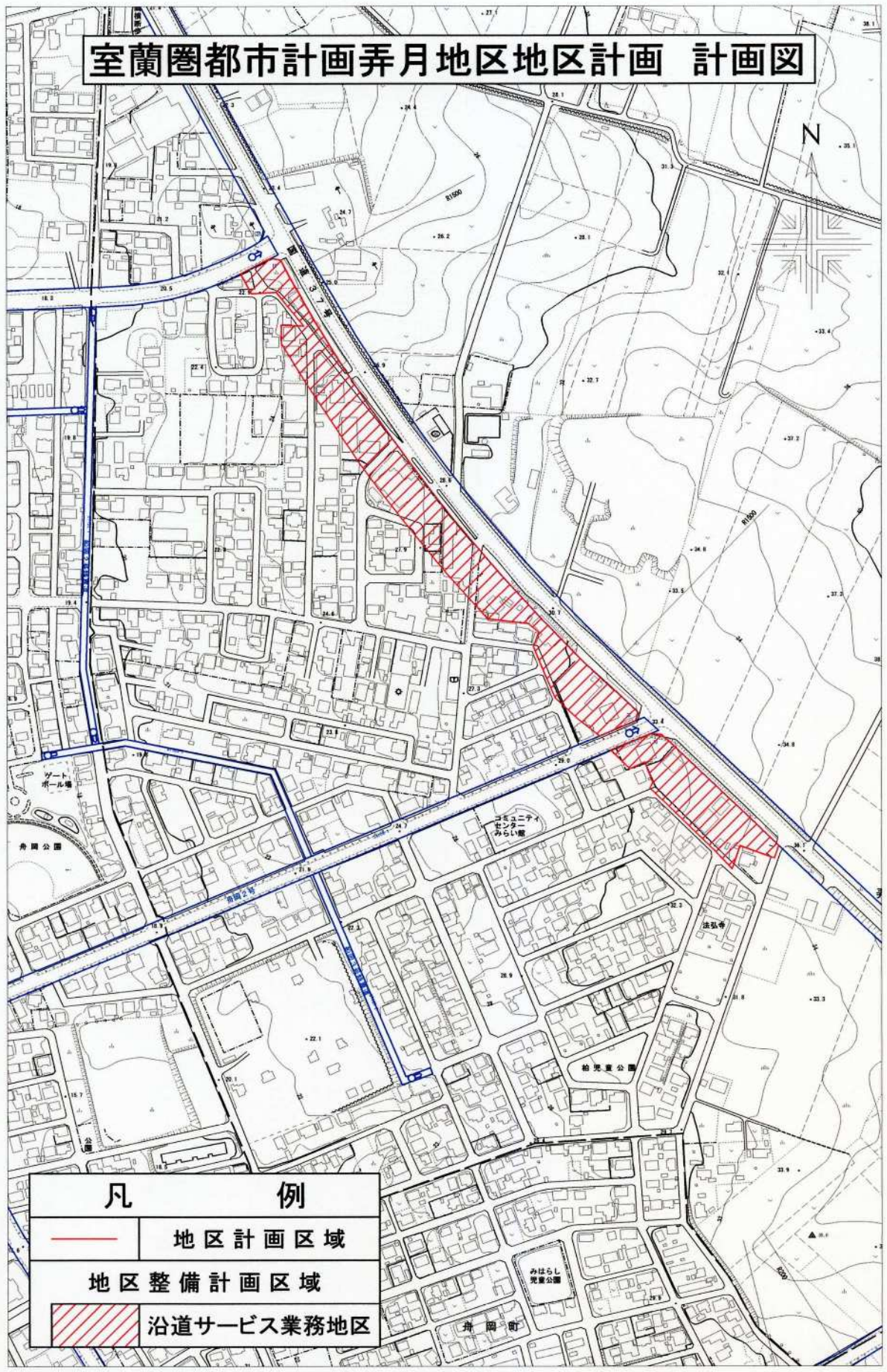
国道37号沿線地区であり、その地理的条件を活かし、背後住居系地区へ環境悪化をもたらす恐れのない、沿道サービス業務関連施設の立地を進める地区とします。




＜ 弄 月 地 区 ＞

地区計画区域内における建築物の制限内容

地区の細区分 (基本用途)	建築物の制限に関する事項		
	建築物の用途の制限	建築物の壁面の位置の制限	建築物等の形態 又は意匠の制限
沿道サービス 業 務 地 区 (準工業地域)	<p>次の各号に掲げる建築物は建築出来ません。</p> <p>① 専用住宅 (法別表第二 (い) 項第 1 号に定める「住宅」をいう。)</p> <p>② 建築物の 1 階部分の 2 分の 1 以上を住宅、共同住宅、寄宿舎又は下宿の用途に供するもの</p> <p>③ 学校 (大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校を除く。)、図書館その他これらに類するもの</p> <p>④ 神社、寺院、協会その他これらに類するもの</p> <p>⑤ 老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの</p> <p>⑥ 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの</p> <p>⑦ 自動車教習所</p> <p>⑧ キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの</p> <p>⑨ 原動機を使用する工場で、作業場の床面積の合計が、300 m²を超えるもの</p> <p>⑩ 法別表第二 (と) 項第 3 号及び第 4 号に掲げるもの</p> <p>⑪ 法別表第二 (ぬ) 項第 3 号及び第 4 号に掲げるもの</p> <p>⑫ 畜舎</p>		

室蘭圏都市計画弄月地区地区計画 計画図



凡 例	
	地区計画区域
	地区整備計画区域
	沿道サービス業務地区



1:5000

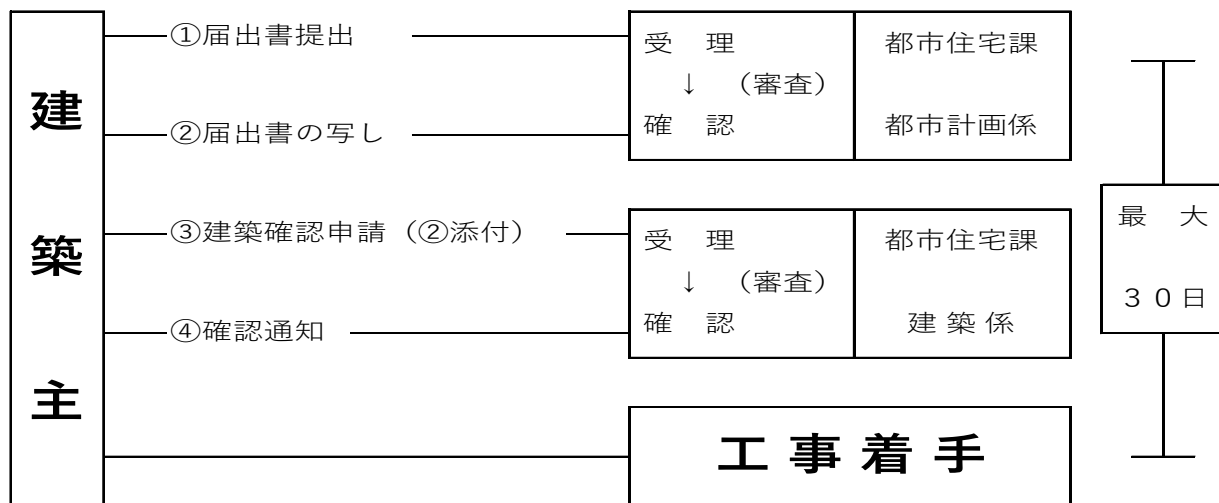
弄月地区では、建築物の新築、増改築を行う前に、次のような手続が必要となります。

■届出が必要な行為

- 1、建物の新築、増改築
- 2、車庫、物置等の設置
- 3、工作物の新築、改築
- 4、土地の区画形質の変更
- 5、土地の用途の変更 など

■届出の方法

- ・届出期限：工事着工の30日前まで
- ・届出窓口：都市住宅課都市計画係（届出用紙も用意してあります。）



お問い合わせ先

伊達市建設部都市住宅課都市計画係・建築係

伊達市鹿島町20番地1

電話 0142-82-3294

FAX

23-4414